

第 10 研究「沖縄の郷土菓子「ちんすこう」の商標登録問題」について

川満直樹（第 10 研究、商学部）

第 21 期第 10 研究では、「特産品に関する総合的研究」をテーマに 3 年間研究を行ってきた。以下では、第 10 研究で行ってきた研究の一例（ちんすこうの商標登録問題）を紹介する。

昨年度開催された「第 21 期合同報告会」でも「ちんすこう」に関し報告を行ったため、以下では沖縄で発行されている『沖縄タイムス』（以下新聞とする）に掲載された記事を中心にちんすこうの商標登録問題について述べたい。

ちんすこうは、沖縄を代表する郷土菓子の一つであり、現在では多くの人が知っている沖縄の土産菓子の一つでもある。日本本土復帰から 3 年が経った 1975 年の沖縄で、ちんすこうに商標登録に関する問題が起きた。同問題は、沖縄の新聞にも取り上げられ沖縄の多くの人が知ることになった。

ことの始まりは、新垣菓子店の新垣淑扶がちんすこうという菓子名を商標出願するということが新聞（1975 年 4 月 8 日）に掲載されたことである。また、その翌日の 9 日には、弁理士の新垣盛克が書いた「論壇 憂うべき商標登録の実情」という記事が新聞に掲載された。盛克は記事で、ちんすこうという菓子名がすでに商標出願がなされていること、それ以外にも沖縄に関連する名称が商標出願されていることを指摘した。盛克が書いた記事の反響は大きく、沖縄の人々は、商標という言葉をとおして良くも悪くも日本に復帰したことを強く実感した。結局のところ、同問題は特許庁が「ちんすこうは慣用されている標章である」とし終息することになる。

淑扶と盛克の新聞記事以降に、新聞にはちんすこうの商標問題に関して以下のような沖縄の人々の声が掲載された。

- ・ 沖縄の「チンスコウ」老舗が登録をおもいたった確かな根拠はわからないが、現在の^マはく奪^マ的^マ商行法からすると「チンスコウ」に誇りをもつ側としては当然であろう。
- ・ 復帰を境に、沖縄の何もかもが資本の大きい他府県に吸いとられ、本来のものが失われてゆく危機を感じる。
- ・ 本土は、こんな伝統的なものまで、私たちから奪うのか。

上記の沖縄の人々が発した言葉、例えば伝統的なものまで奪うのか、はく奪的商行法、復帰をさかいに沖縄の何もかもが資本の大きな他府県に吸い取られ、などは当時沖縄の人々が日本本土に対してもっていた思いが込められているように思う。

今回の研究から、沖縄が日本本土へ復帰し、それにともない復帰直後の沖縄の産業界でどのようなことが起こっていたのか。また、復帰当時の沖縄の人々が日本と一つになっていく中でどのようなことを感じ、そして復帰にともなう課題に対してどのように対処してきたのか、などの一端が明らかになった。

第 10 研究が商品史研究の一環として行ってきた特産品に関する史的研究は、始まったばかりである。特産品がどのようにして誕生したのか、といった観点からだけではなく、今後は法律などを含む制度との関係ならびに地域社会との関係などからも研究を行う必要があるであろう。